

10 交通空白の解消について

人口減少・少子高齢化が全国的に進行する中、運転免許を返納した高齢者をはじめ、住民の移動手段の確保に対する不安が高まっている。

また、乗合バスや鉄軌道路線の減便・廃止、バスやタクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況となっている。

その結果、日常生活の足が確保できない交通空白地が生じ、特に、過疎地や中山間地では、移動手段の確保が課題となっている。加えて、都市部や観光地でも、タクシーが不足する地域や時期・時間帯が発生している。

こうした交通空白の解消に向け、既に具体的な取組を進めている地方自治体がある一方で、国では、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送制度、いわゆる「公共ライドシェア」制度の要件が緩和された。さらに「交通空白」解消本部を設置し、地方自治体や交通事業者とともに、タクシー等を地域住民や来訪者が使えない交通空白の解消に向けた取組を始めた。

今後、地方自治体の取組を更に加速するためには、国による、地方自治体への財政的支援や人材派遣の拡充が必要不可欠である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 地方自治体の公共ライドシェア導入が進むよう、配車アプリや管理システムの導入及び利活用や、利用者及びドライバーの安全安心対策、異業種連携など、地方自治体が実施する取組に対する補助について、国が率先して予算を拡充されたい。
- 2 公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対し、国から、助言やコーディネートができる人材の派遣・育成などの支援を拡充されたい。